

# 秩父市こども計画

みんなで応援! 秩父で育む こどもと若者の未来

令和7年度～令和11年度



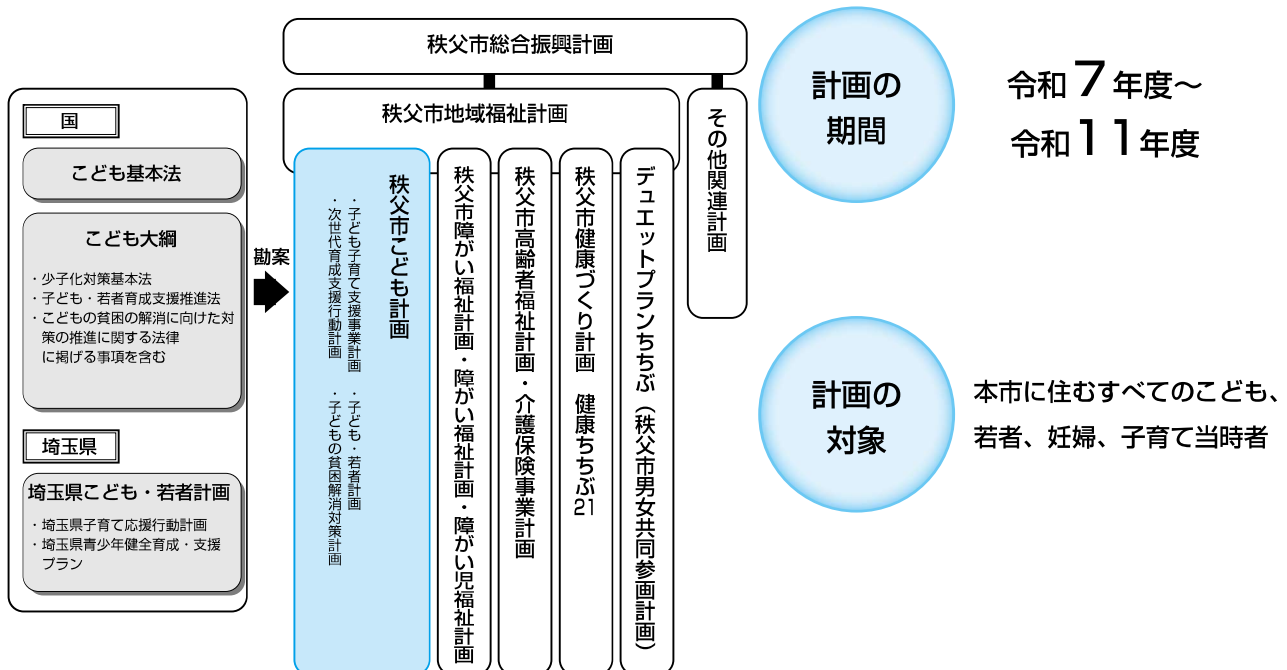
令和7年3月  
秩父市

## 計画の概要

- すべてのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的として、令和5年4月に「こども基本法」が施行され、令和5年12月に「こども大綱」が閣議決定されました。
- こどもを産み育てやすい環境の整備を加速化するとともに、こどもの命や安全を守る施策を強化し、こどもの視点に立って、こどもを巡る様々な課題に適切に対応するための体制整備が進められています。
- 本市では、「こども基本法」及び「こども大綱」に基づいた各種施策の実施や新たに生じた課題等を解決するための施策を地域全体で総合的かつ強力で推進していくため、少子化対策やこどもの貧困解消対策、こども・若者育成支援等の施策を統合し一体的に取りまとめた「秩父市こども計画」を策定します。

## 計画の位置づけ・期間・対象

- 本計画は、こども基本法第10条の規定に基づき、こども大綱等を踏まえた本市のこども・若者・子育て支援施策を総合的に推進するための具体的な方向や取り組む内容を定めるものです。
- 本市の最上位計画である「第2次秩父市総合計画」をはじめ、保健福祉分野の上位計画である「第4期秩父市地域福祉計画・地域福祉活動計画」、そのほかこども・子育て施策に関係する各分野の計画と連携・整合を図っていきます。



## 計画の理念と施策の体系

- 子ども大綱では、すべての子ども・若者の権利が擁護され、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「子どもまんなか社会」の実現が求められています。
- 新たな基本理念「みんなで応援！ 秩父で育む 子どもと若者の未来」を掲げ、すべての子ども・若者が誰一人取り残されることなく、地域社会全体で子どもと若者を支援し、未来に希望をもって健やかに育つことができる秩父市を目指します。

### みんなで応援！ 秩父で育む 子どもと若者の未来



#### 基本目標 1 子育て・子育ての 支援の推進

- 1 子ども・若者が権利の主体であるという認識の社会全体での共有等
- 2 相談支援体制及び情報提供の充実
- 3 多様な遊びや体験、活躍できる機会や居場所づくり
- 4 子どもや若者への切れ目のない保健・医療の提供
- 5 こどもの貧困解消対策の推進
- 6 障がい児支援・医療的ケア児等への支援
- 7 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援
- 8 子ども・若者の自殺対策、犯罪などから子ども・若者を守る取組
- 9 安心して外出できる環境づくり

#### 基本目標 2 ライフステージに 応じた切れ目の ない支援の推進

- 1 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保
- 2 こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実
- 3 学校教育等の充実
- 4 豊かな心と健やかな体の育成
- 5 安心して学ぶことができる環境づくり
- 6 就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組
- 7 次世代を担う若者への支援

#### 基本目標 3 安心して 子育てができる 支援の推進

- 1 妊娠から出産、子育てや教育に関する経済的負担の軽減
- 2 地域子育て支援、家庭教育支援
- 3 ひとり親家庭への支援
- 4 共働き・子育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大

# こども・若者とその家族を応援する3つの目標

## 基本目標1 子育て・子育ての支援の推進

### 《こんなことに取り組みます》

#### ●こどもの権利・人権を尊重した社会づくりの推進

こどもや子育て当事者の意見を反映し、施策や地域資源に応じたこどもまんなか社会の実現を目指します。

#### ●こども家庭センター事業

令和6年4月1日に、母子保健の「子育て世代包括支援センター」と児童福祉の「子ども家庭総合支援拠点」を合わせた機能である「こども家庭センター」が設置されました。

更なる母子保健・児童福祉の連携・協働を深め支援体制の強化を図り、家庭支援に繋げていきます。

#### ●保育所・こども園等巡回支援事業

秩父市内の保育所・こども園等を巡回し、発達が気になるこどもへの早期支援を実施します。

#### ●伝統文化について学ぶ機会の確保

地域の太鼓の指導者から秩父屋台囃子を指導してもらい、保育施設において伝統文化について学ぶ機会を確保します。

#### ●居場所づくりの推進

市内でこども食堂をはじめとする居場所づくりへの支援を行っています。引き続き支援を実施し、今後は各小学校区（13校）に1か所の設置を目標に推進します。

#### ●福祉、保健、教育との連携及び相談支援の充実

障がいや医療的ケアが必要なこどもとその保護者への支援を通じ、そのこどもが所属する保育所（園）・こども園からの相談に応じていきます。また、就学後も必要に応じて支援者間の連絡調整を行います。

#### ●児童虐待防止対策

『秩父市要保護児童対策地域協議会』における中学校区ごとの実務者会議で小中学校等の情報交換等を行い、関係機関の連携協力体制の強化により、各関係機関の役割分担・家庭の支援により児童虐待対策に努めます。

#### ●ヤングケアラー支援

家事・介護などを日常的に行う概ね18歳未満の者とその世帯の負担軽減と福祉の充実を図るため、支援を必要とする家庭への訪問支援員の派遣等による支援を実施します。



《《こんなことに取り組みます》》

●妊産婦、新生児訪問指導

妊娠期からの健康状態の確認と母子の支援を目的に訪問を行います。母親のメンタルヘルス状況を把握するために、エジンバラ産後質問票（EPDS）によるスクリーニングや子育てアンケートを実施して取り組みます。



●産後ケア事業

出産後も安心して子育てができるように、退院後の母子に対して心身のケアやサポート等きめ細かい支援を産後ケア事業所や自宅にて行います。

●妊娠、出産、育児に関する母子保健情報の提供及び知識の普及啓発

妊娠中の保健、栄養、出産の経過や基本的な育児等母子保健情報をするほか、市民のニーズや時代に合わせた教室を開催し、妊娠や子育てに関する知識の普及に取り組みます。

●地域の子育て世帯が安心して子育てできる環境づくり

「子育て支援センター」「児童館」「子育てサロン」において、研修参加等によって子育て支援相談員の資質向上を図り、育児相談や交流の場を提供することで、地域の子育て支援拠点としての役割を担います。



●世代間交流や他学年の児童との交流の機会の確保

保育施設の行事等に民生委員・児童委員等を招いたり、秩父屋台囃子の練習や農業体験等、地域との交流の機会を確保します。また、他学年間の交流の機会も設けます。

●児童生徒の教育に係る相談体制整備の推進

教育相談室のカウンセラー、相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を活用し、児童生徒の学校生活を支援できるよう、保護者の育児不安や虐待・いじめ等に関する相談体制を整備します。

●不登校児童生徒への支援の推進

教育相談体制の充実等により、不登校の初期段階にある児童生徒に対する早期の支援に努めます。

●居場所づくりサポートセンター運営事業

ひきこもりや不登校の子どもや若者に対する相談支援や居場所確保事業を実施します。



●各種相談事業

悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実として、引き続き市民対象の各種相談が受けられる体制を整えます。

### 《こんなことに取り組みます》

#### ●ファミリー・サポート・センター事業

乳幼児や小学生等の子育て中で援助を希望する保護者等と、援助することを希望する人を会員として、相互の連絡調整を図り援助者には講習などの必要な援助を行う会員制の「ファミリー・サポート・センター」事業を継続的に実施します。

#### ●緊急サポートセンター事業

従来ファミリー・サポート・センターでは預かることのできない病児の預かり、宿泊を伴うこどもの預かり、前日・当日等急なこどもの預かりに対応する会員制の「緊急サポートセンター」事業を継続的に実施します。

#### ●一時保育事業の実施

花の木保育所において一時保育を実施し、保護者が子育てから離れてリフレッシュできる機会を提供します。令和7年度途中からは、日野田保育所でも事業の開始を予定しています。

#### ●親の学習推進事業

秩父子育て応援団と連携し、学校での就学時健康診断や一日入学等の際に、親学アドバイザーを派遣し研修会等を実施し、家庭教育への支援を進めます。

#### ●多様な働き方・労働環境の改善の推進

国や県、周辺自治体と連携したセミナー等の開催のほか、厚労省が「子育てサポート企業」であることを認定する「くるみん認定企業」の制度等の各種情報を、市報、公式 SNS、企業へのメルマガ（産業支援メール）等を活用し周知に努めます。

#### ●共育での推進

家族が協力して家庭を築くこと、子育ての意義・理解を深める教育・広報啓発活動の推進を継続します。



# 子ども・子育て支援法に基づく目標設定

## 1 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策

子どものための教育・保育給付や子育てのための施設等利用給付の利用を希望する保護者に、利用のための認定（保育の必要性の認定）を行います。

区分	対象者	利用サービス・施設
1号認定	子どもが満3歳以上で、専業主婦（夫）家庭、就労時間が短い家庭	幼稚園・認定こども園
	子どもが満3歳以上で、共働きであるが、幼稚園・認定こども園を利用する家庭等【2号要件を有する】	
2号認定	子どもが満3歳以上で、共働きの家庭等	保育所・認定こども園
3号認定	子どもが満3歳未満で、共働きの家庭等	保育所・認定こども園 地域型保育

子育てと仕事の両立を支援するため、幼稚園、認可保育所（園）、認定こども園等の教育・保育施設の充実を図り、質の高い教育・保育を提供します。

単位：人

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1号認定	276	262	241	235	224
	2号認定	685	651	598	583	557
	3号認定（0歳児）	53	54	57	60	64
	3号認定（1歳児）	172	175	170	167	166
	3号認定（2歳児）	210	197	202	197	194
確保方策	1号認定	408	408	408	408	408
	2号認定	845	845	845	845	845
	3号認定（0歳児）	114	114	114	114	114
	3号認定（1歳児）	219	219	219	219	219
	3号認定（2歳児）	260	260	260	260	260

## 2 地域子ども・子育て支援事業の推進

- 利用者支援事業
- 地域子育て支援拠点事業
- 妊婦健康診査
- 乳児家庭全戸訪問事業
- 養育支援訪問事業
- 子育て短期支援事業
- 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
- 一時預かり事業
- 延長保育事業（時間外保育事業）
- 病児保育事業
- 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
- 子育て世帯訪問支援事業
- 児童育成支援拠点事業
- 親子関係形成支援事業
- 妊婦等包括相談支援事業
- 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
- 産後ケア事業

## 秩父市の子育てに関する相談先一覧

相談先	相談内容	問合せ先	日時
子育て支援課 (秩父市子ども家庭センター)	子育ての悩み相談、支援	0494-26-6535	
秩父保健センター	保健サービス全般に関すること ・育児相談 ・健康相談 ・妊娠届出 ・母子健康手帳交付 ・不妊治療費助成申請	0494-22-0648	
保育子ども課	保育・手当・医療費に関すること ・保育所等入所の相談、申請 ・児童手当、児童扶養手当に関する相談、申請 ・子ども医療費、ひとり親家庭等医療費に関する相談、申請	0494-25-5206	月曜日～金曜日（土・日曜日、祝日、年末年始を除く） 8：30～17：15
障がい者福祉課	障がいのあるお子さんに関すること ・障害児福祉手当や特別児童扶養手当の申請 ・医療費や治療費の助成に関する申請 ・障害者手帳の交付に関する申請手続き ・相談機関の案内	0494-27-7331	
子育て支援センター	子育て相談、情報提供 親子交流の場の提供	0494-24-1712	月曜日～金曜日（土・日曜日、祝日、年末年始を除く） 9：00～16：00
子どもスマイルネット	子ども（原則18歳未満・高校生は対象）に関わる様々な悩みについて、電話相談を受ける埼玉県の窓口	048-822-7007	毎日10：30～18：00 祝日・12/29～1/3を除く
熊谷児童相談所	虐待や子どもの福祉に関する相談	048-521-4152	月曜日～金曜日（土・日曜日、祝日、年末年始を除く） 8：30～18：15
児童相談所全国共通ダイヤル	虐待かも…と思った時などに、児童相談所へ通告・相談ができる全国共通電話。お近くの児童相談所につながります。	189	24時間 年中無休
24時間子どもSOSダイヤル	子どもや保護者等からのいじめやその他子どものSOS全般に関する相談	0120-0-78310	24時間 年中無休



秩父市の子育て情報の詳しい内容はWEBをチェック！

秩父市 子育て 検索

QRコードに対応したスマホや携帯電話をお使いの方は、こちらの二次元コードから簡単にアクセスできます。

秩父市子ども計画 **概要版**

令和7年3月

発行・編集／秩父市福祉部子育て支援課

〒368-0016

埼玉県秩父市阿保町9番28号 下郷児童館 2階

TEL 0494-26-6535